条の二の三及び第七百十条の二の四において「政府管掌年金事業等」という。）の実施に関する事務の処理に関する電子計算組織の整備及び管理」に改め、同条第三項中「調査室」を「システム室」に改め、同条第四項中「政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業並びに全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の事業のうち健康保険法第五条第二項若しくは第百二十三条第二項又は船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行う業務（次条、第七百十条の二の二、第七百十条の二の三及び第七百十条の二の四において「政府管掌年金事業等」という。）を「政府管掌年金事業等」に改め、同条第五項中「室長」の下に「、上席監査官二人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内、監査官十二人以内及びシステム監査官三人以内」を加え、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。

6　上席監査官は、命を受けて、監査室の所掌事務（システム監査官の所掌に属するものを除く。）を行い、及び監査官の行う事務を整理する。

7　監査官は、命を受けて、監査室の所掌事務（システム監査官の所掌に属するものを除く。）を行う。

8　システム監査官は、命を受けて、監査室の所掌事務のうち、政府管掌年金事業等の実施に関する事務の処理に関する電子計算組織の運用についてのシステム監査及びサイバーセキュリティ監査に関する事務を行う。

第七十三条の三の見出しを「（調査室）」に改め、同条第一項中「システム室」を「調査室」に改め、同条第二項中「システム室」を「調査室」に、「政府管掌年金事業等の実施に関する事務の処理に関する電子計算組織の整備及び管理」を「政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金の統計並びに全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の統計（健康保険法第五条第二項若しくは第百二十三条第二項又は船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行う業務に係るものに限る。）並びにこれらの事業の運営のための統計数理的調査」に改め、同条第三項中「システム室」を「調査室」に改める。

第七十四条の見出し中「情報セキュリティ監査官」を「サイバーセキュリティ監査官」に、「特別情報セキュリティ監査官」を「特別サイバーセキュリティ監査官」に改め、「労働経済調査官」の下に「、統計企画調整官、審査解析官、保健統計官、社会統計官、世帯統計官、賃金福祉統計官、情報システム管理官」を加え、同条第一項中「五人」を「四人」に、「、情報セキュリティ監査官」を「、サイバーセキュリティ監査官」に改め、「労働経済調査官一人」の下に「、統計企画調整官一人、審査解析官一人、保健統計官一人、社会統計官一人、世帯統計官一人、賃金福祉統計官一人、情報システム管理官一人」を加え、同条第四項中「情報セキュリティ監査官は」を「サイバーセキュリティ監査官は」に、「情報セキュリティに」を「サイバーセキュリティに」に、「調査」を「監査及び指導」に、「特別情報セキュリティ監査官」を「特別サイバーセキュリティ監査官」に改め、同条第五項中「特別情報セキュリティ監査官」を「特別サイバーセキュリティ監査官」に、「情報セキュリティに」を「サイバーセキュリティに」に、「調査」を「監査及び指導」に改め、同条第七項中「特定事項」の下に「及び労働に関する統計調査に関する専門的事項」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第六項の次に次の七項を加える。

7　統計企画調整官は、命を受けて、参事官の職務のうち厚生労働省の所掌事務に係る統計調査の総合的な企画及び立案並びに調整に係るもの（審査解析官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

8　審査解析官は、命を受けて、参事官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一　厚生労働省の所掌事務に係る統計に関する事務の総括に関する事務のうち審査に関すること。

二　厚生労働省の所掌事務に係る統計に関する総合的な解析に関すること。

9　保健統計官は、命を受けて、参事官の職務のうち保健に関する統計調査に係るものを助ける。

10　社会統計官は、命を受けて、参事官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一　社会福祉並びに健康保険及び国民健康保険に関する統計調査に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、社会保障に関する統計調査に関すること（保健統計官、世帯統計官及び賃金福祉統計官の所掌に属するものを除く。）。

11　世帯統計官は、命を受けて、参事官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一　厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な保健、医療、福祉、年金、所得その他これに類する国民生活の基礎的な事項に関する統計調査に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、社会保障に関する統計調査（特定の者を継続して対象とする統計調査に限る。）に関すること。

12　賃金福祉統計官は、命を受けて、参事官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一　賃金の構造に関する基本的な統計調査に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、賃金、給料その他の給与に関する統計調査に関すること。

三　労働時間に関する統計調査に関すること。

四　労働者の安全及び衛生並びに災害補償に関する統計調査に関すること。

五　労働者の福祉に関する統計調査に関すること。

六　労働生産性及び労働費用に関する統計調査に関すること。

13　情報システム管理官は、命を受けて、参事官の職務のうち厚生労働省の情報システムの整備及び管理に関する事務（他局の所掌に属するものを除く。）を助ける。

第七百三十四条の三第四項中「掲げる」を「規定する」に改める。

第七百六十条の二第五号及び第六号中「（労働基準部及び職業安定部の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第七百七十六条の二第五号中「（労働基準部及び職業安定部並びに指導課の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第七百七十六条の三第二号中「（労働基準部及び職業安定部の所掌に属するものを除く。）」を削る。

附則第五項（見出しを含む。）中「情報セキュリティ監査官及び特別情報セキュリティ監査官」を「サイバーセキュリティ監査官及び特別サイバーセキュリティ監査官」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年六月二十一日から施行する。

（厚生年金保険法施行令第三条の十六に規定する総括審議官等の範囲を定める省令の一部改正）

2　厚生年金保険法施行令第三条の十六に規定する総括審議官等の範囲を定める省令（平成十三年厚生労働省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十八条第六項」を「第十八条第七項」に改める。

（国民年金法施行令第六条の四の二に規定する総括審議官等の範囲を定める省令の一部改正）

3　国民年金法施行令第六条の四の二に規定する総括審議官等の範囲を定める省令（平成十三年厚生労働省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十八条第六項」を「第十八条第七項」に改める。

告　示

○総務省告示第二百五十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年六月二十一日

総務大臣　山本　早苗

一　名称	平成二十八年度米国における米海兵隊との実動訓練部隊
二　国外派遣期間	平成二十八年六月二十七日から平成二十八年八月八日まで
三　派遣人数（概数）	五十人程度
四　派遣地域	アメリカ合衆国ハワイ州

○総務省告示第二百六十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年六月二十一日

総務大臣　山本　早苗

一　名称	平成二十八年度米国派遣訓練（派遣航空部隊）
二　国外派遣期間	平成二十八年六月二十二日から平成二十八年八月八日まで
三　派遣人数（概数）	七十人程度
四　派遣地域	アメリカ合衆国ハワイ州、グアム